

テロ事件被害者との団結法

序論

この法を通して、暴力的なテロ事件に苦しむ犠牲者たちに対して、スペイン社会は敬意を表する。国会の下院議員及び上院議員は、満場一致で、テロ事件の犠牲者が被ったその犠牲の大きさに対し、深い敬意を表する声明に関して、謝意と連帯(責任)を示したいと強く望んでいる。

テロ事件の犠牲者は、共生、意見上の寛容さそして自由の価値を何事・何者も奪うことは不可能だということを示す、現在の社会において象徴的存在である。ゆえに、正当に市民を代表する様々な政治的選択肢相互間における対話、同意、敬意をとおして構築すべき将来平和な社会で暮らす市民の意思の結束した最も公正なパラダイムを作りあげる。

民主主義の復活は、我々の歴史での過去の紛争を乗り越えるための共生計画を確言した。法に、民衆の意志に、そして自由で平和的ないかなる政治的要求の行使に対しても敬意を示す計画である。いかなる暴力の使用も正当化できない。また少数の者達が平和を破壊したことの理由付けも存在し得ない。にもかかわらず、今日、暴力のない未来への見通しは、他の時期よりも最も期待できる展望をもっている。これは、疑いの余地なく、我々の社会つまりその社会だけが真の主人公である社会の全体としての達成である。同様に、この状況において、テロ事件の犠牲者についての言及は、多様性やイデオロギーの違いの民主主義をひとつにまとめようとする話し合いにおいて常に議論の余地のない位置に置かれている。

ここ20年の間、国家はテロ事件の被害者に対して常に特別な対応をしてきた。この20年間で全ての民主主義政府の行為は、広範にわたる被害者保護システムを法的に整備することに向けられてきた。法廷の行為はそれに平行して、いまだ数多くの犯罪が未解決ではあるが、いかなる感性をも揺り動かす犯罪事実の責任を究明してきた。司法活動は判決を通して、恐ろしくまた盲目的な犯罪に対する刑罰を言い渡した犠牲者とその家族に対してさまざまな賠償を認めることに主力を注いできた。しかし、これまでそれらの支払いが実行されることはなかった。ゆえに、本法は、現在施行されている法律の庇護の下授与される援助や給付を改善したり完璧なものにしようとするものではなく、犠牲者が持っている民事責任上の賠償を受ける権利を「連帯」の理由から、実現させようとするものである。そのためにその援助や給付を支払う義務を国が代位するものである。しかしながら本法はすべてのテロの犠牲者に対して保護を拡大適用する。つまり確定判決ですでに権利を認められた犠牲者だけでなく、そのような状況にない犠牲者達にも保護を適用するものである。

被害者が苦しむ痛みを単なる物質的保証で実際取って代えようとしているのではない。なぜならそれはそれ自体受け入れられないものであるからである。犠牲者の苦しみは、おそらく永遠に、平和との共存を意味する

最も真正な見方をスペイン社会が失わないために役立つ証言である。犠牲者にとって、暴力の絶対的追放のみが唯一の代償になりうる。恐ろしい事件を自分自身で耐えてきた人たちは我々全てに対して、不寛容、排除、恐れは決して発言や理由に取って代わることはないことを理解するよう求めている。

この法は、永久に我々の国家を守るための敬意・賞賛・感情の表明をテロ事件の犠牲者が教授するために、そして平和が和解と正義の産物になるように、正当なスペイン国民代表者たちの一致団結を表現するものである。

第1条．目的

現在の法をとおして国家は、テロ行為に苦しむ人々に対する名誉と謝意を証言し、このことを考慮に入れて、犯人又は犯罪行為に関与している者の賠償金の支払いを引き受ける。

第2条．適用範囲

1．テロ事件や、武装グループの単・複数の人物により遂行された事件、又は国民の平和と安全を大きく混乱させる行為による犠牲者は、国家から損害賠償を受ける権利がある。これは国家が民事責任の概念と本法の内容に則り、損害賠償金の支払いを特別に引き受けることである。

2．肉体的・精神的な損害に苦しむ被害者に対する損害賠償は、1968年1月1日からこの法の発効日の間に、その原因となった事件や行為が発生した場合のみ適用する。（2000年12月29日制定の法14第九追加条項参照）

3．この条項で認められる損害賠償金は、1回のみ認められ、国家が補助的連帯責任を負うものではない。

第3条．受給者

前述の条項の給付を受けられる者は以下のとおりである。

1．テロ事件や武装グループに属する人物による事件の被害者、国の平和・安全を混乱させるという目的のもと起こった事件の被害者。

2．犠牲者が死亡した場合

- a) 確定判決において権利所有者と指定された者又はその後継人。
- b) 判決に及ばなかった場合は、法的に別居していない配偶者。又は配偶者と同様な愛情関係を持ちながら少なくとも死亡時点まで二年間以上、常に同居（＝同棲）してきた者。ただし被害者との間に共通の子孫がいる場合を除く。共通の子孫がいる場合は単に同居していた事実だけで十分である。直系の卑属の相続人または2親等までの尊属の相続人。複数の受給者間の優先順位や競合時の原則は1997年7月18日制定の勅令1211/1997で承認されたテロ犯罪の犠牲者賠償救済規定に従う。

第4条．名譽の授与（2003年3月12日の法2/2003から変更された。）

- 1．テロ事件の犠牲者を敬う目的で、「テロ事件被害者に対する民事承認令」が作成される。
- 2．政府は、当事者やその相続人の申請があれば、テロ事件で死亡した者に対し大十字章の勲章を与え、その他けがを負ったものや誘拐の被害者に対してはエンコミエンダの勲章を与える。
- 3．ここで言及された勲章は、これまでその個人または職業人としてのキャリアの中で憲法や本法又は国際人権条約において表されている価値基準に対して反する行動を示した者には一切付与されることはない。

第4条の2（2003年3月12日の法2/2003により追加）

- 1．政府は、官房長官の提案で、この法が施行されてから最長で3か月以内に、「テロ事件被害者に対する民事承認令」の細則を承認する。
- 2．この条項で言及された勲章の委譲の一連の手続きは、官房長官がこれを担当し、また官房長官は内閣に勅令により大十字勲章の提案およびその承認を上申し、もしくは承認令や国王の名の下にエンコミエンダ勲章の認可をする。
- 3．テロ行為の被害者であることは、内務省の定められた報告書、又は、国家行政局がテロ行為による特別年金の承認をしたこと、または確定判決により証明される。
- 4．申請結果の裁定をするための期間は、所轄の手続き担当機関に登録された日から最長12か月とする。この期間内に裁定の出ない手続きに関しては、申請は承認されたものとみなされる。

5. 認められた場合も却下された場合もこの裁定で行政審判は終了する。しかしこの裁定に対する不服申し立ては行政訴訟に訴えることができる。

第5条 損害賠償金の承認要件

1. この法で、事件の当事者に対して支払われる賠償金は次の条件のときに発生する。

a) 確定判決により、この法の第2条で述べられている事件や損害に対する民事責任の概念のもと賠償金を支払われる権利を認められた場合。

b) そのような判決が出ていなくても、適切な法的訴訟手続きが実行されている場合若しくは犯罪の審理を行うために刑事訴訟を開始している場合。これらの場合犠牲者若しくは権利所有者であること、被害者の患う損害の程度の重大さ、犯された犯罪行為の性質そしてこの他に法的に求められる必要条件是、法律上許容される証拠を持って、国家行政局に対して証明することができる。

2. 当事者をテロ事件の犠牲者として承認する行政裁定は、懸案の行政審判の手続きや裁定に対してのみ効力を持つ。

第6条 賠償金額の計算

1. 同法第1条により、国家によって引き受けられた責務は、次に挙げられる事態の原因となった肉体的・精神的損害に対しての損害賠償金の支払いに及ぶ。

a) 死亡

b) 重大不能

c) 絶対的恒久不能

d) 全面的恒久不能

e) 部分的恒久不能

f) 不能ではない永久的障害

2. 前の段落で言及された損害賠償金額は、次の方法により決定される。

a) 被害者の死亡や肉体的・精神的ダメージのゆえに民事責任の概念の下、一定の賠償金を承認する確定判決が存在する場合、その判決の中で決められた金額を、ペセタの恒常価値指数で見直した金額が支払われる。もし、この法の付属文書に記載されている各ケースに対して決められている額よりもこのように定められた金額が低かった場合、国はその差額を補償する。

b) 確定判決が下されていない場合、またはその確定判決が肉体的・精神的損害による民事責任の概念の下賠償金を承認していない場合、この法の付属文書にある通りの額が支払われる。

3 . 各ケースでの損害賠償金額は、その犯罪行為や事件が起こった時間とは無関係に、同じ金額になる。

4 . 誘拐の被害者は、法規の規定に従い賠償を受けるが、その最高額は同法の付属文書に述べられている部分的恒久不能の賠償金額である。

5 . 同法の規定にしたがって許諾される賠償金は、年金、援助金、すでに受け取った補償や損害賠償、又は「テロリズムの犠牲者支援法」の規定やその他の法規によって将来認められるかもしれない賠償金と並立できるものである。

第7条 その他の援助

1 . 全てのレベルの公立教育機関は各々の権限を行使し、テロ行為の犠牲者や、犠牲者の配偶者や子供に対して教育費を無償にするために必要な処置を取ることとする。

2 . 前条に規定された損害賠償とは別に、第2条で言及された行為の犠牲者に対して、医療費、人工装具、外科手術に要する費用のための特別援助を供与する。ただし、それらの医療が現在必要であることを証明した場合に限り、また公的保険制度や民間の保険ではカバーされていないこと、またはテロ行為の犠牲者に対する援助や公的な弁償制度でもカバーされていない場合に限る。